



# Tax Watch Update

Issue No. 15

2012年5月

法人所得税	2
付加価値税	3
個人所得税及び労働許可書	4

## 要約

- ▶ 中小企業及び一部特定分野に属し、300人以上の労働者を雇用している企業は、未納付の2011年度の法人税の支払が9ヶ月支払延長される。(但し、該当法人税は2012年01月19日付け Decision 04/2012/QD-TTg に従う法人税を含まない)。
- ▶ 2011年度法人税の30%減税は親会社が中小企業ではなく、親会社持分が50%以上の事業体には適用されない。
- ▶ 期限以前の契約修了によって支払う補償金は法人所得税を計算する際に損金算入費用として計上できる。受領側は補償金をその他収入として計上して、法人税を計算する時に申告する。
- ▶ 法的代表者に関する規定の違反及び違反修正措置は新設企業の法人税の優遇措置の適用除外となる。

## 法人所得税 (法人税)

### 9ヶ月の法人税の支払延長

2012年5月10日付け政府の Resolution No.13/NQ-CP により、中小企業 (Decree No.56/2009 の資本金及び労働者に関する要件を満たす企業) 及び一部特定分野に属し、300人以上の労働者を雇用している企業は未払いの2011年度の法人税が9ヶ月支払延長されます。(但し、該当法人税は2012年01月19日付け Decision 04/2012/QD-TTg に従う法人税を含まない)

上記の9ヶ月法人税の支払延長は宝くじ、証券、金融、銀行、保険などの分野に属する企業及び特別消費税の課税対象である製品、役務を生産、提供する企業並びに経済グループ、総会社の第1グレード等の企業には適用されません。

その他に、財務省は上記の企業の2012年度の法人税の30%減税を国会に申請いたしました。

### 2011年度の法人税の30%減税要件

税務総局の2012年03月13日付け Official Letter 861/TCT-CS は2011年度法人税の30%減税は親会社が中小企業ではなく、親会社持分が50%以上の事業体には適用されないと再確認しました。

### 早期契約修了の補償金は損金算入費用として認められます。

税務総局の2012年03月14日付け Official Letter 891/TCT-CS によると、事業体が他の事業体と投資協力契約を締結したが、期限以前の契約修了によって補償金を支払う場合、該当補償金は法人所得税を計算する際に損金算入費用として計上可能になります。他の事業体は補償金をその他収入として計上して、法人税を計算する時に申告します。

### 法人税の優遇措置の適用

2012年3月20日に、税務総局は Official Letter 976/TCT-CS を発行して、法人税の優遇措置は以下の新設立企業に適用しないと確認しました。

- ▶ 事業体の法的代表者が同時に他社の社長である。
- ▶ 法的代表者を交代するために、営業ライセンスの改定を行なった。

## 要約

- ▶ 中小企業、一部特定分野に属し300人以上の労働者を雇用している企業は2012年度の4月、5月、6月のVAT支払が6ヶ月延長されます。
- ▶ 広告向けサンプル、販促品の VAT インボイスは様式 01-1/GTGT の「01/GTGT 申告書に申告する必要のない商品・役務」の第5項目にて申告される必要があります。
- ▶ 輸出加工企業向け国内事業者の商品運送サービスはCircular No. 129/2008/TT-BTCに規定する要件を満たす場合、VAT税率の0%を適用できます。

## 付加価値税 (VAT)

### 2012 年度の 4 月、5 月、6 月の VAT 支払延長

政府の 2012 年 5 月 10 日付け Resolution No.13/NQ-CP 及び財政省の 2012 年 5 月 11 日付け Official Letter 6326/BTC-TCT により、中小企業、一部特定分野に属し 300 人以上の労働者を雇用している企業は 2012 年度の 4 月、5 月、6 月の VAT 支払が 6 ヶ月延長されます。

### 無料のサンプル、販促品用インボイス申告

税務総局の 2012 年 03 月 21 日付け Official Letter 985/TCT-CS により、広告向け無料サンプル、販促品を出庫する場合、事業者は法律に基づき VAT インボイスを発行し、様式 01-1/GTGT の「01/GTGT 申告書に申告する必要のない商品・役務」の第 5 項目にて申告する必要があります。

### 輸出加工企業への商品運送サービスに対する VAT 税率

税務総局の 2012 年 03 月 23 日付け Official Letter 1033/TCT-CS により、輸出加工企業向けの商品運送サービスは Circular No.129/2008/TT-BTC に規定する要件を満たす場合、VAT 税率の 0%を適用できます。役務提供契約書があり、銀行経由支払い書類を有する等の要件がございます。

## 個人所得税及び労働許可書

### 要約

- ▶ 2011年02月28日付け財務省の Circular 28/2011/TT-BTC により、過払税金を翌期に相殺することができますと規定されましたが、個人税の相殺、還付に関する税務総局の2012年03月22日付けOL1025/TCT-TNCNは過払税金を確定申告書の「還付申請税額」項目に記入すると規定しています。
- ▶ 税務当局はベトナムに短期で出張する外国人を更に厳しく管理する。ベトナム側が負担する費用は個人所得税を申告しなければならない。行政違反、納税延滞など処罰も徹底的に適用されている。
- ▶ 2012年5月1日より一般最低賃金が 1,050,000VND/月に上がる。これに伴い、事業体は強制保険料の調整を行なう必要がある。
- ▶ 警察官がベトナムに頻繁に入国する外国人の労働許可書の検査を実施。

### 過払個人所得税の相殺 - 法律の規定と税務当局の実際の対応との不一致

2011年02月28日付け財務省の Circular 28/2011/TT-BTC の第14条、3bにより、過払税金を翌期に相殺することができます。しかし、実務上、税務当局の税務管理システムが相殺処理をできないために、一部地方税務当局は確定申告後の過払税金の相殺をせずに、還付の方法を適用します。

2012年03月22日に、税務総局は個人税の相殺、還付、還付書類に関する Official Letter 1025/TCT-TNCN を発行して、納税者に過払税金を確定申告書の「還付申請税額」項目に記入するとガイドラインしました。従って、確定申告時に過払税額を有する個人は様式 09/KK-TNCN に従って翌期に相殺することができず、税金還付申請書類を作成しなければなりません。

還付は時間がかかりますので、税制と税務機関の不一致は納税者に少なくない困難を与えています。

### ベトナムへの短期出張外国人に支払った費用

駐在員事務所の税務調査に於いて、税務当局はベトナムへの短期（183日間以下）出張外国人に支払った家賃、ホテル代、旅費、食事代などに着目し、当該費用に対する個人所得税を追及しています。行政違反、納税延滞など処罰も徹底的に適用されます。

税務当局は個人所得税、特にベトナムへの短期出張外国人の個人所得税を更に厳しく管理することを意味しています。

リスクを避けるために、事業体は上記の費用を見直して、法律通り申告する必要があります。租税条約による免減税は自動的に適用されないため、要件を満たす個人は、手続きを十分に遂行しなければなりません。上記費用をベトナム企業が負担する場合、租税条約の要件をみたまない点にご留意下さい。詳細に関するお問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談ください。

### 2012年5月1日より一般最低賃金が1,050,000VND/月に上がります。

2012年4月12日に、政府は一般最低賃金に関する Decree 31/2012/ND-CP を採択しました。これにより、2012年05月1日より、一般最低賃金が1,050,000VND/月に上がります。本 Decree は2012年6月1日より有効になり、2011年4月4日付け Decree 22/2011/ND-CP を取って代わります。

事業体は社会保険料、健康保険料及び失業保険料も調整する必要があります。

**警察官が労働許可書の検査に関与しています。**

Vung Tau のホテルでの通常の居住登録検査の際に、警察は 30 日間のビザ免除期間で訪越を繰り返していた外国人のパスポートを検査いたしました。彼が有効な労働許可書を提出できなかったため、警察はより詳細な調査と、ベトナム入出国の目的を調査するために、一時的に彼のパスポートを差し押さえました。

警察は当該外国人にベトナムに 30 日間のビザ免除の形で入国せず、労働許可書の申請を行なうことを要求しました。

上記の事件はベトナム管理機関が協力してベトナム国内で就業する外国人をより徹底して管理することを明確にしました。事業者及び労働者は不要な法的問題を避けるために、事業者は労働許可書の状態を確認し、不足の場合、追加申請を行なう必要があります。法律に基づき、外国人は有効な労働許可書を携帯する義務を有します。但し、無効になった労働許可書の返還を失念する等の問題を避けるために、雇用者は労働者に「事業者は労働許可書の原本を保管し、労働者はコピー版を保管する」と合意した方が良いと考えられます。

## お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

### ハノイ事務所

<b>Huong Vu</b> <a href="mailto:huong.vu@vn.ey.com">huong.vu@vn.ey.com</a>	パートナー
<b>Thanh Trung Nguyen</b> <a href="mailto:thanh.trung.nguyen@vn.ey.com">thanh.trung.nguyen@vn.ey.com</a>	ディレクター
<b>Trang Pham</b> <a href="mailto:trang.pham@vn.ey.com">trang.pham@vn.ey.com</a>	ディレクター
<b>Hoang Vu Phan</b> <a href="mailto:hoang.vu.phan@vn.ey.com">hoang.vu.phan@vn.ey.com</a>	ディレクター
<b>The Gia Tran</b> <a href="mailto:the.gia.tran@vn.ey.com">the.gia.tran@vn.ey.com</a>	ディレクター
<b>安西 冬樹</b> <a href="mailto:fuyuki.anzai@vn.ey.com">fuyuki.anzai@vn.ey.com</a>	日系企業担当マネージャー

### ホーチミン事務所

<b>Christopher Butler</b> <a href="mailto:christopher.butler@vn.ey.com">christopher.butler@vn.ey.com</a>	パートナー
<b>Sarah Jubb</b> <a href="mailto:sarah.jubb@vn.ey.com">sarah.jubb@vn.ey.com</a>	エグゼクティブ・ディレクター
<b>Nitin Jain</b> <a href="mailto:nitin.jain@vn.ey.com">nitin.jain@vn.ey.com</a>	ディレクター
<b>Thinh Xuan Than</b> <a href="mailto:thinh.xuan.than@vn.ey.com">thinh.xuan.than@vn.ey.com</a>	ディレクター
<b>Thy Anh Huynh</b> <a href="mailto:thy.anh.huynh@vn.ey.com">thy.anh.huynh@vn.ey.com</a>	ディレクター
<b>小野瀬 貴久</b> <a href="mailto:Takahisa.Onose@vn.ey.com">Takahisa.Onose@vn.ey.com</a>	日系企業担当マネージャー

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction  
| Advisory

### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している15万2,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、[www.ey.com](http://www.ey.com)をご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2011 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

FEA no. 16000248

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。